

# 公益財団法人 日本テニス協会 選手・審判員等登録規程

## 第1条（目的）

公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）は、定款第64条第2項に定める選手、審判員、指導者等の登録に関する必要な事項を定めるためにこの規則を制定する。

## 第2条（登録者の種類）

次に掲げる者は、本協会に登録しなければならない。

- （1） 全日本テニス選手権大会、地域テニス選手権大会、JTT大会及びJ1（賞金付き）大会及びこれらの大会の最終予選（前記各大会最終予選を含む）に出場する選手
- （2） 全日本ベテランテニス選手権大会、地域ベテランテニス選手権大会に出場する選手
- （3） 金銭的報酬を得るためにテニス活動を行う者（プロフェッショナル）
- （4） 本協会が公認する審判員
- （5） 本協会が公認する指導員

2 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者（テニス指導員・テニスコーチ・教師）は、本協会に登録された者と見なされる。

## 第3条（登録料）

登録された者は、所定の登録料を本協会に納付しなければならない。

## 第4条（納付された登録料の用途）

前条により納付された登録料は、原則として、公益目的事業会計に配賦するものとする。ただし、当該年度の総登録料収入額の100分の50以内を法人会計に配賦することができる。

## 第5条（事務の委託）

本協会は、前条の登録に関する事務を都道府県テニス協会に委託することができる。

## 第6条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

## 附則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、登録種類別に定める細則によるものとする。
2. この規程は、公益財団法人への移行登記日より施行する。